

農業集落排水事業	事業主体	都道府県 市町村等	所管課班	農村整備課 農村環境整備班

趣 旨

農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資すもの。

事業の内容

- ①汚水、汚泥または雨水を処理する施設及びこれに付帯する施設の整備又は改築
- ②農業集落排水事業の施工に必要な調査及び計画の策定
- ③農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策工法等を定めた構想計画（最適整備構想）の策定

採 択 基 準

1. 受益戸数 おおむね20戸以上
2. 原則として農業振興地域でおおむね1,000人程度以下を単位とする。
3. 農業集落排水汚泥等の有機性廃棄物の循環利用に関する事項及び処理水の再利用等水循環の維持増進に関する事項を内容とする「資源循環促進計画」が策定されていること。
4. 改築の場合は、改築に要する費用が200万円以上で、かつ、供用開始後7年以上経過していること、又は供用開始後対象人口の著しい増加、水質基準の強化その他既存施設を取り巻く条件または環境の変化が認められること。（機能強化事業）
5. 農業集落排水施設等の整備における調査及び計画の策定の場合は、計画の概要を定める程度の精度を有する書類を作成する業務であること。
6. 農業集落排水施設等の改築における調査及び計画の策定の場合は、施設の更新又は改造の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること。
7. 最適整備構想の策定の場合は、既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町村に整備された農業集落排水施設であること。

事業主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、一部事務組合、その他農業者等が組織する団体

負担割合	区 分	国	県	その他	事業主体
		施設等の整備又は改築	50	—	50
施設等の調査及び計画の策定	50	1	49	市町村及び一部事務組合	
最適整備構想の策定		100 (定額)	—	—	市町村